

第4回 安芸高田市都市計画マスタープラン等策定委員会 議事録

〈日 時〉 令和5年2月2日（木）13:00から15:00まで

〈場 所〉 安芸高田市役所 第2庁舎3階 第1委員会室

〈出席者〉

- | | |
|-------------------------|--------------|
| ● 公立大学法人福山市立大学 教授 | 渡邊 一成 |
| ● 安芸高田市農業委員会 会長 | 田中 秀之 |
| ● 一般社団法人安芸高田市医師会 会長 | 佐々木 龍司（代理出席） |
| ● 広島北部農業協同組合 総務部長 | 後藤 隆 |
| ● （公財）安芸高田市地域振興事業団 事務局長 | 小田 忠 |
| ● 吉田町地域振興会連絡協議会 会長 | 小川 芳史 |
| ● 八千代町振興会連絡協議会 副会長 | 児玉 孝治 |
| ● 高宮町振興会連絡協議会 会長 | 辻駒 健二 |
| ● 甲田町振興連合会 会長 | 谷口 恭一 |
| ● 向原町振興会連絡協議会 会長 | 正田 建二 |
| ● 広島県地域政策局地域力創造課 課長 | 兼田 洋一（代理出席） |
| ● 広島県土木建築局都市計画課 課長 | 廣中 伸孝（代理出席） |
| ● 安芸高田市企画部 部長 | 猪掛 公詩（事務局） |
| ● 安芸高田市企画部 次長 | 徳澤 政秀（事務局） |
| ● 安芸高田市企画部政策企画課 課長 | 高下 正晴（事務局） |
| ● 安芸高田市企画部政策企画課 係長 | 森本 貞彦（事務局） |

〈内容〉

○開会

（事務局・高下）

定刻となりましたので、ただいまから、安芸高田市都市計画マスタープラン等策定委員会を開催します。

本委員会は一般傍聴や報道関係者の入室を認めていますが、今回の策定委員会では新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一般傍聴や報道関係者の入室を認めていません。

また、本日の資料や議事録については、安芸高田市のホームページで公表予定です。

次に、資料の確認をお願いします。本日の資料は、

- ・ 次第、委員名簿
- ・ 資料1 計画策定に向けたスケジュール
- ・ 資料2 前回策定委員会の振り返り
- ・ 資料3 （都市計画マスタープラン）全体構想・分野別方針および地域別構想の一部見直し
- ・ 資料4 （立地適正化計画）防災指針の検討
- ・ 資料5 （立地適正化計画）居住誘導区域の検討
- ・ 資料6 （立地適正化計画）誘導施策・目標値の検討
- ・ 資料7 （都市計画マスタープラン）実現化方策の検討
- ・ 資料8 安芸高田市都市計画マスタープラン・立地適正化計画（素案）
- ・ 参考資料1 第2回地域別意見交換会の概要

以上です。資料はそろっていますでしょうか。

続いて、本日の欠席者は、6名であることを確認します。

佐々木委員、兼田委員、廣中委員は代理の方が出席です。

それでは議事に入ります。ここからは渡邊委員長に司会をお願いします。

○議題

(渡邊委員長)

本日はマスタープラン、立地適正化計画の素案について議論していただきます。また、立地適正化計画の防災指針等の議題もあり、それらが中心になるかと思えます。2時間という長丁場になるため、途中で休憩をはさんで進めさせていただきます。それでは、会議次第に沿って議事を進めます。

はじめに本日の出席は17名中11名であります。2分の1以上の出席となっているため、委員会設置要綱第5条第2項により、この会議が有効に成立していることをお伝えします。

(1) 計画策定に向けたスケジュール

(渡邊委員長)

まず資料1「計画策定に向けたスケジュール」について、事務局から説明を求めます。

(事務局・高下より、資料1の説明)

(渡邊委員長)

今後は、このスケジュールで進めていき、本日は第4回策定委員会ということで、防災指針、居住誘導区域、誘導施策・目標値、実現化方策について議論します。

スケジュールについて、ご意見、ご質問はありますか。

(意見等なし)

(2) 前回策定委員会の振り返り

(3) 全体構想・分野別方針および地域別構想の一部見直し

(渡邊委員長)

続いて、資料2「前回策定委員会の振り返り」、資料3「全体構想・分野別方針および地域別構想の一部見直し」について、事務局から説明を求めます。

(事務局・徳澤より、資料2、3の説明)

(渡邊委員長)

それでは、まず資料2についてご意見、ご質問はありますか。

(意見等なし)

(渡邊委員長)

続いて資料3についてご意見、ご質問はありますか。

(佐々木委員代理出席者)

P8の「田園地域での生活とデジタル技術の融合」の中で、「病院・診療所から離れた地域の居住者を対象としたリモート診療の導入」とありますが、詳細を教えてください。

(事務局・徳澤)

立地適正化計画の中で、病院等の機能の近くに住んでいただくように誘導を図ってはいますが、農家の方等、田園地域に居住していて病院まで距離があり、通院が難しい方もいると思います。そのような方が自宅に居ながら診察を受けられるオンライン診療のようなことを考えています。しかし、お示ししているのは方針であるため、まだ具体的なことは考えられていません。

(佐々木委員代理出席者)

全国の病院等においてもオンライン診療が進んでいます。マイナンバーカードの活用により診察がスムーズになったり、薬の情報が管理できたりといった取組があります。カルテのデジタル化等にお金が沢山必要になると懸念していますが、そういったことになりつつあります。

(4) 立地適正計画の検討

(渡邊委員長)

資料4「防災指針の検討」について、事務局から説明を求めます。

(事務局・徳澤より、資料4の説明)

(渡邊委員長)

それでは、資料4「防災指針の検討」について、ご意見、ご質問はありますか。

(辻駒委員)

令和3年には多治比川の大きな被害がありました。内水がたまるということは、江の川そのものに問題があります。江の川の上流に土師ダムがあり、そのさらに上に大きな流域があり、それが問題であるかと思えます。国交省と連携し、対策を行っていくことが必要なのではないでしょうか。

多治比川は現在、災害復旧を行っていますが、それは現状の復旧を行うもので、根本的なものではないです。国を挙げて対策を行わないと、またいつ起きるかわかりません。そのあたりが資料に書いてありません。また、田んぼダムの活用等も考えられます。

ダムを抱えている下流のまちは、大変なことになると思えます。吉田のまちが浸水してしまうとの話も聞いています。

(事務局・徳澤)

多治比川の決壊した箇所については、原型復旧が昨年度に終わっています。そちらは先ほどおっしゃっていた通常の災害復旧であります。

一方、それとは別に、県で川を大きくする改修を行っています。令和3年8月豪雨と同等の規模の豪雨があった際には、多治比川の堤防を越水するとされており、それへの対応として行っています。改良復旧を行うことで、同じ災害が起こらないようにするもので、そのことは資料にも記載しています。実態として、地元の説明会等も行っています。

また、江の川については、国、県、市、市民も含めて流域治水計画を立てようとしています。それは、先ほどお話のあった田んぼダムの利用等もしながら、治水をしていこうという計画です。これについては、今後、市民の皆様にも説明があるかと思えます。それも踏まえて防災指針を位置づけています。

(辻駒委員)

事前に資料を見たわけではなく、今日説明を聞いただけだったので、そのように訊かせてもらいました。

三篠川の改修では用地の買収をしてから広がっています。かなり時間がかかっているが、それでも行っています。三篠川はどこが管理していますか。

(事務局・徳澤)

広島県の管理です。

(辻駒委員)

一方、多治比川は現状復旧です。国とのパイプをきちんとしなければなりません。江の川の水位が下がれば、内水氾濫にはなりません。堤防を上げれば上げるほど内水は大変であり、排

水するにはポンプしか手段がなくなります。どのようなポンプを設置するか考えなければなりません。江の川の水を全部太田川へ流すわけにはいかないでしょう。難しい問題ですが、生命、財産を守るためには、かなり綿密に計画しなければならないと思います。

(事務局・徳澤)

これまで浸水したことがなかったのに多治比川で浸水が起きたように、近年、雨の強度が強くなっています。雨が長時間降るだけであれば問題はないですが、一度に大量に降ると問題です。

例えば、土師ダムでは洪水調節機能として、事前放流をして待機し、雨に備えています。河道掘削を行うしゅんせつ工事も行っています。また、水が川に流れ込むのを少しでも抑えられるように、田んぼダムや調整池の整備等を国、県、市で考えています。そのような中で、新たに考えていかなければならないことは、都市計画マスタープランや立地適正化計画でも対応していきます。

(辻駒委員)

国交省と土師ダムの関係者と話をしたことがあります。土師ダムから流れてくる水のうち、河川維持管理用水はゼロであり、今流れているのは灌漑用水であるとのこと。ダムの水の権利のほとんどは、中国電力が持っています。したがって、洪水調整のダムではありません。その辺のことをきちんとしておかなければなりません。

川を掘るといっているのであれば、堤防がずれていくことになります。そのあたりを勉強しなければなりません。土師ダムを抱えているまちとして、よく考えていかなければなりません。

(渡邊委員長)

ダムの話は、前に菅官房長官の時に、治水ダム以外のダムでも洪水を止める機能を持たせようとした話が、省庁をまたいであったかと思います。江の川は日本で初めて、流域治水の指定を受けて、今まさに取り組もうとしています。それを踏まえると、この計画の中にも流域治水の話は書いたほうが良いと思います。「田んぼダム」といったキーワードは入っていますが、流域治水として、国、県、市として計画を進めていくことは、きちんと書いておくのが良いと思います。

(事務局・徳澤)

ご指摘の通り、記載を加えるように修正します。

(廣中委員代理出席者)

P62、63の関連ですが、国が実施主体となる取組はないということでしょうか。

(事務局・徳澤)

国は江の川の河川管理者です。整備計画、江の川の改修が終わっているところがあり、新たに行うとすると、今後定めようとしている流域治水計画に基づいて行うことになります。現時点で、国の整備予定がないため、記載していません。今後も施策が決った段階で追記するなどの対応をしたいと考えています。

(渡邊委員長)

そういった話であれば、対応方針として、ハード、ソフトのどちらに入れるかは難しいですが、流域治水計画を国と県と市が行っていることを追記してはどうでしょうか。例えば「流域治水計画の策定」でも良いかもしれません。たしかに国の施策がないのは、江の川はどうなっているのか、ということになりかねないため、流域治水を頑張っていることを計画中に入れ込めたら良いと思います。

(事務局・徳澤)

おっしゃる通り、記載の対応をします。流域治水計画は国、県、市、事業者が実施主体とな

るため、そのように実施主体、そして実施時期を含めて追記します。

(渡邊委員長)

資料5「居住誘導区域の検討」、資料6「誘導施策・目標値の検討」について、事務局から説明を求めます。

(事務局・徳澤より、資料5、6の説明)

(渡邊委員長)

まず資料5について、ご意見・ご質問はありますか。

(意見等なし)

(渡邊委員長)

P13の居住誘導区域における災害リスクとして、洪水の高災害リスクエリアが入っています。ただし、ここを除外すると、住める場所があまりありません。最も浸水深が大きいところは多治比川と江の川の合流点であり、リスクが大きいため除外されています。目標として、ソフト施策で地域防災リーダーの育成があり、そういったソフト施策を行うという条件付きで、このような居住誘導区域の設定を行っているということでしょうか。

(事務局・徳澤)

洪水の高災害リスクエリアの定義は、計画規模の浸水深で3m以上、想定最大規模の家屋倒壊等想定氾濫区域としています。実際に高災害リスクエリアとして色がついているのは、全て想定最大規模の家屋倒壊等想定氾濫区域です。計画規模の雨でどの程度家屋が倒壊するかについてはわからない関係もあり、このような表現になっていますが、計画規模になるとかなりリスクは下がると考えています。

また、委員長のお話に合った通り、このエリアを外すと、可住地がほとんどなくなってしまい、拠点性に問題が出てきます。ハード対策には限界があるため、命を守る対応ということで、ソフト対策の中で、しっかりと避難を進めていきます。ちなみに、計画規模の浸水深3m以上のところは、多治比川と江の川の合流点であり、ここは居住誘導区域から外しています。したがって、居住誘導区域内で浸水深3m以上のところはありません。

(渡邊委員長)

続いて、資料6について、ご意見・ご質問はありますか。

(辻駒委員)

P20について、「デマンド交通（お太助ワゴン）による運行の確保」とありますが、私たちの地域振興会で、もやい便の運行も行っています。せめてもやい便の名前も入れてください。タクシー会社がいくらかある中で、許可を得て運行しているわけなので、記載してほしいです。

(事務局・高下)

計画のほかの頁では、もやい便、とろっこ便の記載をしています。追記して修正します。

(渡邊委員長)

安芸高田市にとって非常に重要な公共交通であるため、ぜひ記載をお願いします。

(正田委員)

p20について、例えば吉田から何時のバスに乗ったら芸備線に乗れるか等がわかるようにしてほしいです。デマンドバスだと時刻表がありません。市内だけであれば、デマンドで問題ないでしょうが、よそへ出たり入ったりするには問題があると思います。時刻表に載る交通を何本か考えなければならないのではないのでしょうか。

(事務局・高下)

地域公共交通計画を立てる際に、そのようなことは意識しています。向原駅、甲立駅、道の駅北の関宿を乗り継ぎ拠点にしようとしています。市中心部については、例えばバスを1時間に1本くらいの定時定路線で運行し、市外から来た方にも利用してもらいやすいようにできれば良いと計画しています。

(小川委員)

土日祝祭日は、バスは運行していますか。例えば、市外、町外から来られる方は、利用したいと思ったときに、利用できますか。もし土日祝祭日の運行を現状行っていないのなら、今後行っていかなければならないのでしょうか。

(事務局・高下)

現状では、バスの運行は平日、土曜のみであり、日曜、祝祭日は運行していません。市外の方は休みの日に利用されると思うため、確かに考えていかなければなりません。しかし、事業者等との調整が必要であるため、地域公共交通計画では大きな方針を定めるまでとしています。具体的には、令和5年度に地域公共交通利便増進実施計画を作る予定で、来年度のテストを経て、再来年度は実際に運行するように、順次進めていこうと考えています。

(小川委員)

赤字が大変だとよく聞きますが、ぜひ検討してほしいと思います。

(渡邊委員長)

今後、地域公共交通計画でもパブリックコメントがあると思いますので、その際にも意見をいただければ良いと思います。

(5) 実現化方策の検討

続いて、資料7「実現化方策の検討」について、事務局から説明を求めます。

(事務局・徳澤より、資料7の説明)

(渡邊委員長)

資料7について、ご意見・ご質問はありますか。

(辻駒委員)

10年後、20年後を見据えて計画を立てるのだと思いますが、どうもマイナスの話ばかりです。孫たちにこれを話していけるだろうかという不安があります。市の方針として公共施設の総延床面積を2034年までに30%以上削減するというのもわかります。ただし、都会に家を建てるというのは、うちだけではないと思います。長男でも出ていってしまいます。

川根小学校が統合します。昔で言う学芸会を地域の皆さんと一緒に「ふるさと」を歌ってからしようと言って提案をしました。そのくらい自分の故郷を、都会に出ている人にも気にかけてほしいとおもいます。田舎にいても、都会から有名人を呼んだりできるようにしてほしいと

思います。住民として夢のあることをしてほしいです。

市には、32の地域振興会、自治振興がありますが、全然活動をしていません。自分はいくびになっただろうかと言っている人もいます。

実は明日、兵庫県から住民自治組織について勉強させてくれという連絡がありました。これとは関係ない話かもしれませんが、そういったことも含めて都市計画マスタープランを作っしてほしいと思います。

人口に対して道路や公共施設が多いと、バツサリ切っていくのでは不安を感じます。

(事務局・猪掛)

ご意見はよくわかります。都市計画マスタープランでは市全体を見据えて、各地域の拠点についても言及しています。中心拠点への集約は総論の部分であり、すべての機能を集約するというわけではありません。地域の皆さんの生活を脅かす計画であってはいけないと思っています。確かに、公共施設の削減等が進んでいるイメージかと思います。それらをやっつけていかなければ、市の財政が持たないことが見えています。しかし、利用の状況、地域の状況も踏まえながら、整理をしていく必要があります。市の財政が潤沢にない中の運営となるので、もどかしいですが、皆さんの理解を得ながら取り組んでいきたいと思っています。夢のある計画をということでしたが、またそういった点の協議も別でさせていただきたいです。

(辻駒委員)

合併の時に地方制度調査会の方が高宮町に来られたが、地域振興会の20年史を見て感心されていました。合併時には、住民自治組織が、市全体を網羅する形にはなっていなかった。合併時に住民自治組織を作り、その後よその市町にも協議会等ができたが、その元祖を作ったまちとしてみんなが注目しています。それを踏まえて都市計画を作っほしいです。私の川根地域では1974年に組織を作りましたが、来年で50周年であります。行政と一緒にまちづくりを進めていかなければならないですし、それを受け止めてほしいと思います。今は組織の活動もないため、もう少し力を入れてほしいです。合併時の初代の市長も、住民と一緒にまちづくりをしていかなければならない、そのために住民自治組織が必要だと全国に発信されました。市長が変わっても引き継いでいかないといけなないと考えています。

(渡邊委員長)

P5の重点プロジェクトは、市民の方にもよく見える部分であると思います。特に、東広島高田道路の整備やバスセンターの移転等の大きな取組があります。厳しい財政であっても、県や市がお金を投じて行っていくわけであります。例えば、東広島高田道路は所管部署が建設課となっていますが、やはり政策企画課も関わって、どうやって公共交通を運行し、どうやって道路をフルに活用するのか、そういったことをみんなで考えていくのがまさに、p6にある「協働のまちづくり」であると思います。

また、p3について、「リスクに強いまちづくりに向けた重点プロジェクト」の中で、流域治水について、書けることがあるならば、ぜひ書いたらよいと思います。

(事務局・徳澤)

承知しました。修正する方向で検討します。

(6) 安芸高田市都市計画マスタープラン・立地適正化計画（素案）

(渡邊委員長)

続いて、資料8「安芸高田市都市計画マスタープラン・立地適正化計画（素案）」について、事務局からの説明を求めます。

(事務局・徳澤より、資料8の説明)

(渡邊委員長)

資料8について、ご意見・ご質問はありますか。

(意見等なし)

(渡邊委員長)

議論を進めていく中で皆さんの関心が最も高かったのは防災に関することかと思います。事務局でも再度見直しを行ってください。また、公共交通に関する関心も高かったです。地域公共交通計画を策定中ということもあり、整合が難しいかもしれませんが、加筆が必要かと思えます。

それでは、本日の議事は以上で終了します。本日出された意見は、素案に反映し、その後パブリックコメントでいただいた意見を反映させた上で、次回の策定委員会で案を提示し、協議していただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは進行を事務局にお返しします。

○閉会

(事務局・高下)

いただいたご意見は整理し、修正案に反映します。

次回委員会は3月24日の開催を予定しています。改めてご案内するため、予定しておいてください。

それでは、以上で安芸高田市都市計画マスタープラン等策定委員会を閉会します。
長時間にわたりありがとうございました。

〈会議の様子〉



以上